

秩父市での新生活を応援します！

～新婚世帯の新居に係る住宅費及び引越費用を最大 60 万円補助します～

(補助対象経費)

- 住宅取得費
- 賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
- リフォーム費用
- 引っ越し費用



<秩父市結婚新生活支援事業補助金のご案内>



対象となる世帯

(次のすべてに当てはまる夫婦)

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻届を受理された日において、夫婦がともに39歳以下
- 令和7年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満（※目安：年収約680万円未満）
- 申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる秩父市内の住宅に住所を有している
- 市税等の滞納がない
- 過去に夫婦双方が本補助金（他自治体の同趣旨のものを含む）の交付を受けていない
- 夫婦ともに、自宅等にて動画や冊子により講座を受講し、アンケートに回答すること



補助額

住宅費用と引越費用の合計金額

- ・婚姻日において夫婦ともに29歳以下の場合、一世帯あたり上限60万円
- ・婚姻日において夫婦ともに39歳以下の場合、一世帯あたり上限30万円



補助対象となる経費

- 対象支払期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
 ※前払家賃の場合、対象期間に支払ったものに限る。
 例：R8年3月中に支払った、R8年4月分は不可。R9年3月中に支払ったR9年4月分は可。
- 婚姻を機に取得または賃借する住宅に係る費用
 ※婚姻日より前に取得または賃借している場合は、ご相談ください。
 - 対象○ 住宅取得費・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料・リフォーム費用
 - ×対象外× 土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料 等
- 引越する際に要した費用
 - 対象○ 引越業者又は運送業者に支払った費用
 - ×対象外× 不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や知人等に依頼した費用



申請に必要な書類

申請に必要な書類は、秩父市ホームページからダウンロードいただけます ⇒



【記載が必要な書類】

- 秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号・第2号又は第3号）
- 秩父市結婚新生活支援事業アンケート ※交付決定後にお渡し

【各種証明書】※発行手数料がかかります（★秩父市の場合、こちらの窓口で取得できます）

- 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）（★市民課）
- 夫婦の住民票の写し（★市民課）（個人番号の記載がないもの）
- 夫婦の所得証明書または課税証明書（★市民税課）（令和8年1月1日に住所を有する市区町村で発行）
- 夫婦の市税の滞納がないことを証明する書類（★納税課）（秩父市で発行）

【対象費用の支払いを確認できる書類】

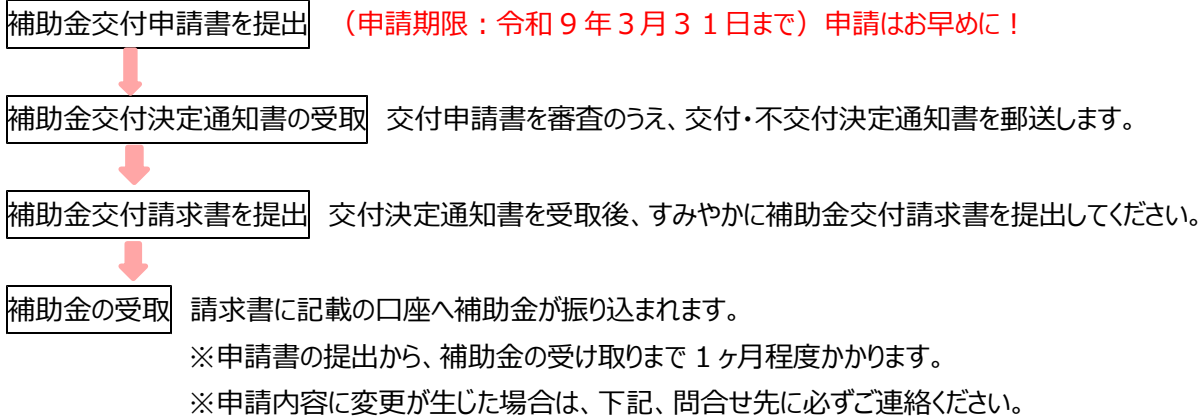
- 新居の住居費を支払ったことを証する書類
 - 住宅取得の場合：売買契約書及び領収書等の写し
 - 住宅賃借の場合：賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し
- リフォームの契約書及び領収書等の写し
- 引越業者又は運送業者へ支払う引越に要する領収書等の写し

【該当する場合のみ添付】

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金返還証明書又は通帳等）
- 家賃や引越補助の金額がわかる書類 ※他の公的制度による家賃、引越補助を受けている場合



申請の流れ（補助金を受け取るまで）



申請受付・問合せ

受付期間：令和9年3月31日（水曜日）まで

受付時間：受付期間中の8:30～17:15まで（平日のみ）

受付場所：秩父市役所本庁舎3階 総合政策課

問合せ：秩父市 総合政策部総合政策課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp

※来所前にお電話いただけますと、スムーズです。